

一般事業主行動計画書

社員が安心して、仕事と家庭の両立を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 12月 1日～ 令和8年 3月 31日まで

2. 計画内容

＜ 目標 1 ＞ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

対策

＜ 対策 1 ＞ ・令和6年1月以降 産前産後、育児休業を取得するにあたって、育児休業給付金や社会保険料免除などの制度について周知・情報提供を行う。

・育児休業期間中、業務を代替する為の要員を補充することで従業員が就業を継続できるように取り組みます。